

開示項目一覧

■ 単体情報（銀行法施行規則第19条の2第1項に基づく開示事項）

銀行の概況及び組織に関する事項

1. 経営の組織	4
2. 持株数の多い順に十以上の株主に関する事項	66
3. 取締役及び監査役の氏名及び役職名	3
4. 会計監査人の氏名又は名称	47
5. 営業所の名称及び所在地	26～27

銀行の主要な業務の内容

銀行の主要な業務の内容	18
-------------	----

銀行の主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度における事業の概況	31
2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	31
3. 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	
① 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	50
② 資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支	50
③ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	51、54
④ 受取利息及び支払利息の増減	52～53
⑤ 総資産経常利益率及び資本経常利益率	54
⑥ 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	54
(2) 預金に関する指標	
① 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	59
② 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	60
(3) 貸出金等に関する指標	
① 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	60
② 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	61
③ 担保の種類別の貸出金残高及び支払承諾見返額	62
④ 使途別の貸出金残高	61
⑤ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	61
⑥ 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	62
⑦ 特定海外債権残高の5%以上を占める国別の残高	62
⑧ 預貸率の期末値及び期中平均値	54
(4) 有価証券に関する指標	
① 商品有価証券の種類別の平均残高	65
② 有価証券の種類別の残存期間別の残高	65
③ 有価証券の種類別の平均残高	64
④ 預証率の期末値及び期中平均値	54

銀行の業務の運営に関する事項

1. リスク管理の体制	11～12
2. 法令遵守の体制	9～10
3. 中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況	16～17
4. 金融ADR制度への対応	9

銀行の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	45～47
2. 次に掲げるものの額及び①から④の合計額	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	63
② 危険債権	63
③ 三月以上延滞債権	63
④ 貸出条件緩和債権	63
⑤ 正常債権	63

3. 自己資本の充実の状況	70～77、96～113
4. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	55～56
② 金銭の信託	56
③ デリバティブ取引	57～58
④ 電子決済手段	58
⑤ 暗号資産	58
5. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	63
6. 貸出金償却の額	62
7. 会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている旨	47
8. 銀行が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき監査法人の監査証明を受けている旨	47

報酬等に関する事項

報酬等に関する開示事項	114
-------------	-----

■ 連結情報（銀行法施行規則第19条の3に基づく開示事項）

銀行及びその子会社等の概況に関する事項

1. 銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	5
2. 銀行の子会社等に関する事項	5

銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度における事業の概況	30
2. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	30

銀行及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

1. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書	32～33
2. 次に掲げるものの額及び①から④の合計額	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	42
② 危険債権	42
③ 三月以上延滞債権	42
④ 貸出条件緩和債権	42
⑤ 正常債権	42
3. 自己資本の充実の状況	68～69、71～95
4. セグメント情報	42～43
5. 会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている旨	34
6. 銀行が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき監査法人の監査証明を受けている旨	34

報酬等に関する事項

報酬等に関する開示事項	114
-------------	-----

■ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（第7条）

資産査定公表	42、63
--------	-------

■ 銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（金融庁告示第7号）

1. 自己資本の構成に関する開示事項（連結）	68～69
2. 自己資本の構成に関する開示事項（単体）	70
3. 定性的な開示事項（連結・単体）	71～77
4. 定量的な開示事項（連結）	78～95
5. 定量的な開示事項（単体）	96～113